

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書における当期純損失額金等の公表について（規則第8条関係）

旧簡易ガスみなしガス小売事業者から届出のありました令和5年度部門別収支計算書において、当期の一般需要部門に純損失が生じたため、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第8条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び当期純損失金額を公表します。

事業者名	供給地点群名	一般需要部門の純損失額（円）
株式会社エネクル (法人番号：9030001147300)	白鷺団地	476,709
	西ノ台団地	295,609
	酒直ニュータウン	2,597,143
	東都いわつき団地	293,210
	長谷団地	353,259
	宇都宮グリーンタウン	653,935
京葉ガスリキッド株式会社 (法人番号：3040001017202)	立沢ニュータウン	4,363,187
	根木名ニュータウン	986
	酒々井団地	40,202
株式会社ミツウロコヴェッセル (法人番号：9070001014348)	南桜井団地	36,915
	サンワ丘里ニュータウン	20,007
山二ガス株式会社 (法人番号：1030001025232)	牛沼団地	71,096
日本瓦斯株式会社 (法人番号：9010001061924)	ジャパマハイツ団地	21,537
	大室産業武里団地	20,657
	小林住宅妻沼団地	106,790
	熊谷ハイタウン	3,924,291
	鶴ヶ丘住宅	2,246,271
	関間セブンホーム坂戸団地	73,234
	江波台文化村	424,452
	庄和町新宿新田住宅地	3,450,805
	東急鴻巣団地	865,486
	鶴ヶ島団地	363,846
	川口東本郷団地	976,380
	扶桑団地	426,131
	日化総和団地	42,587
	実穀ハイランド	110,579
	東映高柳団地	128,957
	大同毛織不動産若葉台団地	782,476
	流山分譲住宅地	104,433
	興人安食住宅地	259,467
	上高野団地	342,340
	榎戸総武台団地	10,607
八街団地	911,798	

事業者名	供給地点群名	一般需要部門 の純損失額（円）
日本瓦斯株式会社 (法人番号：9010001061924)	東映浜野団地	48,579
	ケーブルタウン富津公園	22,921
	相鉄二ツ橋団地	56,856
	陽ざし野団地	177,368
	生田大谷団地	36,034
	旭ヶ丘団地	670,373
	信販団地	286,362
	第二団地	249,289
	三信団地	460,020

(参考)

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成 29 年 3 月 28 日経済産業省令第 21 号）

<抜粋>

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支の整理)

第六条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第七条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)

第七条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(一般需要部門の当期純損失金額の公表)

第八条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第三において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。